

福岡県国土利用計画審議会(第17期第3回) 議事要旨

日時：令和7年7月15日(火)

場所：福岡県庁舎14号会議室

1 開会

2 挨拶

3 議題

○議題(1) 次期国土利用計画策定の考え方及び策定基本方針

(事務局)

*資料1に基づき説明

(会 長)

(策定基本方針の) 主な変更点は、仮称だったものが正式名称になったこと、基準年、目標年が前回の審議内容からそれぞれ1年ずつ後ろになったということで良いか。

(事務局)

その通り。

(委 員)

目標年次が令和18年と非常に長期となっている。中間年次などは設定されないのか。

(事務局)

10年程度先を目標にすることは、策定の指針として国が示しており、次期計画についてもそれに倣っている。

(会 長)

計画の記載は個別具体ではなく、10年ぐらいもつような長期のスパンの計画として作成するということか。

(事務局)

その通り。

(委 員)

県計画と市町村計画の策定のタイミングについて、宗像市が最近計画を更新したと認識

しているが、県計画の策定後に各市町村が作るというものではないのか。

（事務局）

計画が長期となるため、各市町村それぞれの更新のタイミングに合わせて、その時点の情報を反映した計画を作っているのが実態。県としては、県計画を策定する前に市町村の御意見を聞くとともに、策定後は市町村にしっかりと周知してまいる。

（委 員）

法律や条例、計画が次から次に出てきて、市町村が策定している計画とうまく合致しなくなる事例がある。市町村においても、変える必要のあるものが出てくる可能性があるため、しっかり周知すべき。地域区分についても、議論しだすと収集がつかなくなるので、今の地域区分をしっかり周知しておくべき。

（会 長）

計画を策定するにあたり、市町村との関係で調整や意見交換を確実にやっていただきたいという意見が出されたため、審議会の意見とし、議題1については以上としてよろしいか。

（委 員）

＊異議なし

○議題（２）次期国土利用計画の骨子案

（事務局）

＊資料2に基づき説明

（委 員）

（資料2—1 骨子案の）ワンヘルスの記述に関して、気をつけていただきたいこととして、感染症や野生動物が広げる人獣共通感染症、病原体が人にうつるというような視点でいくと、生物多様性や生態系の保全というものとトレードオフの関係が生じてくるということが分かってきている。自然を守ればみんなが幸せになるということではなく、比較的人の利用の歴史が長くて、人口密度の高い地域が多いというようなところでは、必ずしも保全や再生が感染症の観点から見た人獣共通感染症からの安全とイコール関係にならないということを念頭におくべき。

（事務局）

御意見について、関係課と協議してまいる。

(委 員)

自然との距離感など、人間活動のゾーニングについても、シカやイノシシの問題など、福岡県でも懸念されるところがある。その点についても検討していくべき。

(事務局)

御意見について、関係課と協議してまいる。

(委 員)

昨今、外国人による土地所有が急速にクローズアップされている。県単独でどうこうするものではないが、国の動きが出てきたときに備えて、県土に関する調査の推進などの視点があっても良いのではないか。

(事務局)

外国人という理由で何らかの対応をすることは難しいが、引き続き国の動きを注視していきたい。

(委 員)

全国計画を見ると、地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換とある。産業による開発では、極端な土地利用や転換で、大規模な開発が進み、結局、住民の生活が脅かされるような事態がおきる。こういう項目は、次期計画の中のどの辺りに記載されるのか。

(事務局)

次期計画の策定においては、国の全国計画を基本とした項目立てをする想定であり、項目の記載箇所については資料2-3に記載の通り整理をしていきたい。

(委 員)

資料2-1 第3章_2にある土地の不可逆性への配慮とは農地などを転用すると元に戻らないという意味か。

(事務局)

その通り。

(委 員)

今の都市計画では、都市機能だとか、居住地の集約をして、要はコンパクトなまちづくりをしていこうという政策があり、立地適正化計画だとか、歩いて暮らせるまちづくりということで、地域公共交通計画といったものを連携した形で進めるが、そういった内容は

入るのか。

(事務局)

資料2-1 第3章_5にある「持続可能な県土管理」に都市の集約化に係る視点が入る想定。

(委 員)

近年は想定以上の豪雨など、ピッチの早い気候変動に直面している。浸水が多くなってきた都市近郊部などは、地価の下落であるとか、その人口が流出する懸念がある。そういう点で社会不安が起きる前に、土地利用に係る大きな方針があれば、各個別の計画が立てやすくなる。

(事務局)

御意見について、関係課と協議してまいる。

(委 員)

人口減少や高齢化等を背景にして起きる、県土の管理・保全能力が低下するという課題が深刻化していることに対し、人手不足の中で特に実際に対応していく市町村や関係者間で情報を共有できることは有効なひとつの対策になると考える。そのためには、地理空間情報等をデジタルデータ化し、その個々の分野でデジタルデータ化されたものをさらにレイヤーで重ねて可視化できるような基盤整備について考えていく必要がある。デジタル化されたリアル情報を関係者が参照したり、デジタル技術の活用によりモニタリングできることによって効率的に有効な対策が打ちやすくなる。

また、今話題になっている外国人による土地等の所有は、所有者の所在や責任が不明になりやすいなど管理面での問題が実際に起きているため、そのような視点で整理することも必要である。

(事務局)

管理能力の視点は重要と考える。DXの視点も含め、関係課と協議してまいる。

(委 員)

やはり広域調整というものが県の役割としてある。ある市町村が大規模集客施設をなるべく郊外に作らないようにということで一生懸命やっていると、その隣町がどんどん作って、人流がそこに流れてしまうというような事態になれば、なかなか市町村レベルでは調整できない部分なので広域調整的な視点を入れてもらいたい。

(委 員)

本来は県の問題というより、九州地方知事会とか国のレベルでやるべきかとも思うが、県境に面した地域の土地利用への配慮事項などをどこかに書き込めないか。

例えば、筑後川の上流域は県境を越えており、上流域、中流域、下流域で県が違う。それが自然景観だとか自然災害だとかに関係するため、最終的に県土に関する調査の推進とか計画の効果的な推進のあたりに県境間での連携のような視点が記載として考えられる。

(事務局)

御意見について、検討してまいる。

(委 員)

九州一体での自然資源の配分への配慮やウォーターフットプリントなどの考え方に関する記載についても考慮すべき。

(会 長)

意見を大枠として集約すると3つになるかと思う。1つが県独自のワンヘルスの記述について、感染症との関係では単なる保全一辺倒の計画の記載にはならないよう配慮すること。2つ目に、新たな知見とか政策を取り込むという視点を大事にすること。防災とかデジタル活用とかそういった事項が各項目の下にぶら下がってくる。3つ目に、県計画ならではの特質として県土全体の整合性を取るための視点を大事にすること。これら3つの大枠の意見を審議会の意見とし、議題2の骨子案について認めてよろしいか。

(委員)

*異議なし

4 その他

(委 員)

農業者からの視点として、イノシシなどの鳥獣被害がすごく多くなっている。その点についても認識してもらいたい。

(委 員)

鳥獣被害の関連で森林の方から言えば、シカの被害が多い。木を根元から剥いでしまう。生息範囲が広がっている感があり、生業として林業をやっていく当事者から考えると共存できないレベルと認識している。

5 閉会